

石見國長野莊各郷下司系図 (益田路子氏所藏益田家文書 国7-2-15) (本文18頁参照)

益田氏系図再考 ―史料編纂所寄託益田氏関係系図の紹介と考察―

久留島 典 子

はじめに

中世石見の有力領主益田氏の系譜に関しては、早く福田榮次郎が南北朝における益田氏惣領家の変化・移動を指摘した論考において、毛利家文庫中の譜録系図をはじめ、系図纂要や群書類従所収の諸系図を検討している¹⁾。その時点では、益田家文書のなかに存在する諸系図類については十分に調査できる環境になく、検討対象とはされていないが、その後益田家文書の研究の進展に伴い、原慶三・西田友広らによって、新たな系図の紹介と研究が発表されるに至った。原慶三は、福田とは異なる視点で益田氏の系譜関係を検討し、他の諸系図類にみえない記載を持つ浜田市三隅町龍雲寺所蔵三隅氏系図に注目した。さらに益田家所蔵の諸系図類を調査分析して論考を発表しているほか、最近では『中世益田・益田氏関係史料集』所収系図解説としても成果を公表している³⁾。また西田友広は、残された文書による緻密な系譜復元の作業を行い、龍雲寺三隅氏系図等とも対照して、益田氏や同族周布氏の系譜関係を究明している。さらに西田は、石見国益田荘・長野荘の成立や鎌倉時代の領主の分布などを検討し、益田氏研究にとどまらない、中世初期・前期における石見国の地域構造解明へと研究を展開させている⁴⁾。以上の益田氏等の系譜関係に関する研究を踏まえたうえで、本稿は、新たに益田家より史料

編纂所に寄託された系図類を紹介し、あわせて益田氏等の系譜に関して若干の検討を行うものである。

最初に本稿で紹介する史料の概要について説明する。中世の有力領主、近世では秋藩毛利家の永代家老であった益田家に伝来した史料は、現在史料編纂所所蔵分と益田家所蔵分の二つに分かれているが、前者は中世文書のすべてと近世文書、後者は近世文書と国文学資料等の典籍類からなり、ほとんどの系図は後者益田家所蔵分に属している⁵⁾。二〇一一年度に益田氏系図に関する史料編纂所の共同研究が組織された際、その時点で史料編纂所に所蔵・寄託されていた系図類についてはすべて調査を行い、その成果は原慶三が報告している⁶⁾。しかしこの時、益田家所蔵史料の一部は、長く所在していた須佐（現萩市須佐町）の須佐歴史民俗資料館の展示資料として残されており、今回紹介する系図もそのなかに含まれていた。近年、益田家所蔵分の史料はすべて益田家より史料編纂所に寄託されたが、今回の系図も、その時新たに寄託されたものである。

さて本稿で紹介する系図は、整理番号国7と付された箱の中に、計二十五点すべてが収蔵されており、その内容は、表1益田家所蔵「国7」系図目録にまとめたとおりである。系図が収納されていた箱蓋貼紙には「十五通以上六巻 一封 一枚折紙」とあるほか、箱内には弘化三年（一八四六）八月の系図書上（国7―10）が存在する。表1では、この書上

表 1 益田家所蔵 [国7] 系図目録

番号	付箋	名称	点数、法量 (cm)	首	尾	国7-10との対応	備考
国7-1	へ印	御神本系図	1通1紙 (330×465) 他に封紙 (450×29.5)	国兼	貞兼	「就恒公御印封物 巻」	就恒印封
国7-2		御神本系図	1巻			「御神本系図五通巻」	
1	ヲ印	(御神本一族略系図)	1紙 (339×506)	国兼	周布兼正		
2		石見国益田庄地頭系図	1紙 (325×500)	兼長	兼弘		
*3	子印	系図	1紙 (307×494)	兼栄	兼理		
4		石見国益田庄乙吉土田村相伝系図	1紙 (309×484)	曾利国久	兼藤 (兼見孫)		
5		(下知伏家・系図巻)	1紙 (30.5×44.0)	兼長	兼弘		
6		系図	1紙 (31.5×42.6)	兼長	兼見		
7	夕印	系図	1紙 (28.6×44.1)	兼実	三隅興信		三隅永安系図
*8	ヲ印	(周布福光系図)	1紙 (34.2×50.9)	国兼	(福光カ) 安康		周布福光系図
9		波多野氏系図	1紙 (31.8×49.0)	高瀬茂盛	高瀬幸松丸		美濃地村地頭系図
*10	ヌ印	(御神本系図)	3紙	国兼	兼世		法量 (32.7×90.5、30.4、27.1)
11	ル印	石見国宇地村地頭系図	1紙 (30.5×49.0)	兼栄	宇地兼理		備裏に「岩田」
12		(岩田氏系図)	1紙 (27.9×39.3)	丹治岩田胤村	岩田胤家		
*13		大内慶御家之系図	1紙 (28.9×40.5)	大内弘世	大内清世		備裏に「永安系図」、裏書に「永安系図」、裏書に「永安系図」、裏書に「永安系図」、裏書に「永安系図」
14	ヨ印	(永安系図)	1紙 (26.7×37.7)	国兼	永安兼秋		備裏に「永安系図」、裏書に「永安系図」、裏書に「永安系図」、裏書に「永安系図」
15	カ印	長野庄下司系図	5紙 (28.5×39.8、45.7、96、76、25.7)				備裏に「長野庄下司、御庄立券時下司ノ人」
16	ト印	(御神本系図)	4紙	国兼	兼理		法量 (28.7×40.2、41.7、41.7、40.5)
17	ハ印	御神本系図	3紙 (注1)	国兼	元祥		裏書に高津郷地頭久幸図設置、永正十四年の記載
国7-3		略系	1巻			「御略系 式通巻」	1、2は同筆
*1	イ印	(益田氏系図)	1紙 (27.3×54.4)	国兼	元尧		法量 (27.3×43.3、43.4)
*2	ロ印	(益田氏系図)	2紙	国兼	元尧		
国7-4	リ印	系図	1枚 (64.4×97.5)	国兼	兼見	「御神本系図一枚」	4紙を貼り継ぐ
*国7-5	ホ印	略系	1巻4紙	国兼	兼兼		法量 (38.2×49.8、51.4、51.4、15.4)
*国7-6		大系図	1巻7紙 (注2)	藤原謙足		「大系図 巻巻」	大家・朝賀・温泉氏等系図
*国7-7		御神本系図	1巻11紙 (注3)	藤原謙足	就恒		
*国7-8	二印	御神本系図	1巻4紙 (注4)	国兼	兼兼	「御神本系図 巻巻」	兼目兼花押 (益田氏兼・同兼兼)
国7-9		(益田氏法名書上)	2冊1通包紙共			「御先祖相傳方御法号三通巻封」	法量 (1冊25.7×36.7、1冊27.0×43.3、1通27.0×43.3)
国7-10		弘化三年八月覚	2通包紙共				系図書上、法量 (1通15.0×53.0、1通16.3×34.1、包紙25.3×17.2)
国7-11		益田家臣直封物改状	2通 (1通23.7×12.7、1通24.5×10.8)				寛政10年12月、同11年3月23日付

*は、本稿で系図本文を省略した。また、表中「首」とは系図記載の最初の人名、「尾」は同じく最後の人名である。なお、益田氏については紙を省略した。

注1：法量 (25.0×40.0、40.7、40.6)

注2：法量 (32.1×47.7、47.8、48.3、48.2、48.1、48.0、47.6)

注3：法量 (36.6×63.8、66.4、65.8、66.2、65.7、47.2、52.5、52.0、50.0、51.2、51.8)、第7紙より別紙となる。

注4：法量 (31.4×49.1、19.5、49.7、19.3)

記載の項目内容と系図との対応関係についても示した。⁽⁸⁾ 箱蓋貼紙の「十五通」はどの部分を数えたものか不明だが、巻数は貼紙の通り六巻となり、「二封」のうち一つは包紙から国7-1であることが明らかだが、「元道公御印封」については、国7-8を指す可能性もあるものの確証はない。⁽⁹⁾ さらに系図のなかには、イからタまでイロハ順に記号が付された付箋の貼られたものが十六点ある。この付箋の意味だが、国7-2-15(長野庄各郷下司系図)には複数氏の系図が記載されているが、この内益田氏系図の上部にのみ付箋があるので、この付箋は、近世益田家内の系図編纂過程で益田氏諸系図を検討した際、作業用目印として付されたものと推測できる。

以下、一で各系図を紹介し、二では特に益田氏の系譜関係と長野庄下司系図に論点を絞って検討する。ただし系図の翻刻は紙幅の都合から、益田氏の系譜に関して特に特徴を有するものにとどめた。⁽¹⁰⁾ また翻刻にあたっては、原則として常用漢字を用い、紙継目の表示は国7-2-15を除いて省略した。また、系図の中の人名配置については、関係情報を損なわないよう注意しながら紙幅に合わせたので、原系図に必ずしも忠実でないことを最初にお断りしておく。

一、系図の翻刻と紹介

国7

(箱蓋貼紙)

- 「一益田家系図写并略系大系図 或就恒公御印封元道公御印封共 十五通以上六巻 二封 一枚折紙
- 一御先祖様御法号付三通

国7-1 (付箋へ印、一紙封紙共)

(封紙付箋) [へ印]

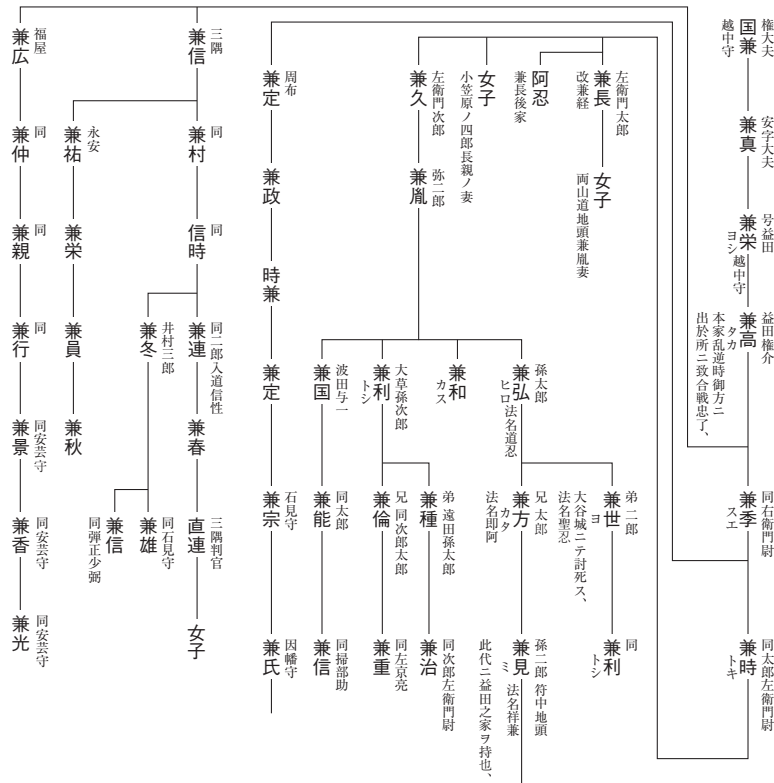
(封紙表書) [系図]

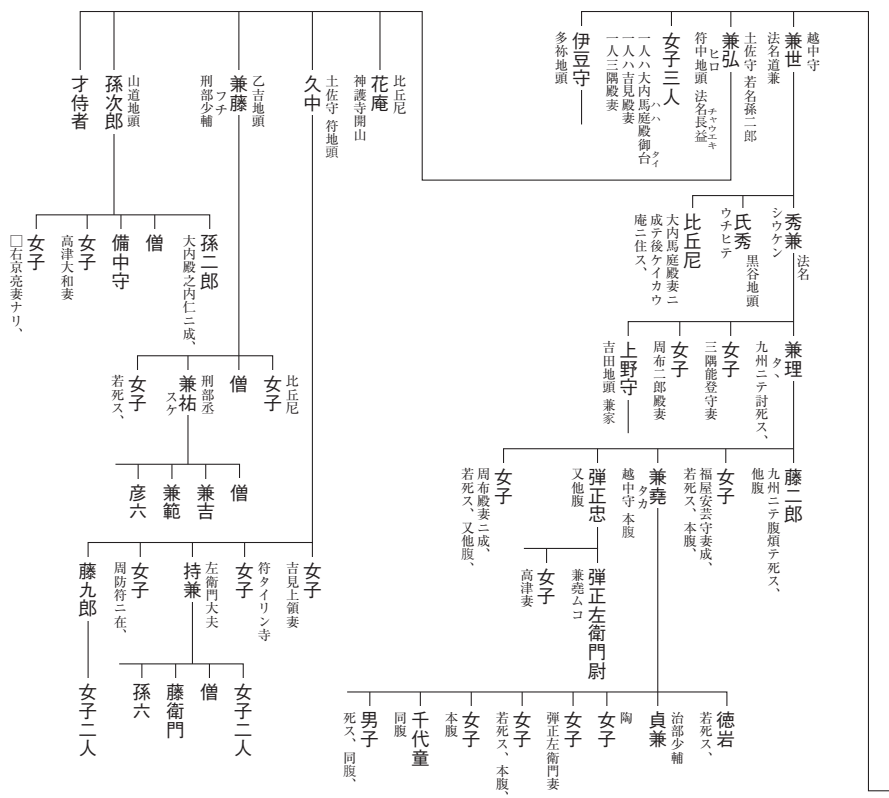
写巻通

(封紙裏書)「就恒公御印判

(印)」

御神本系図





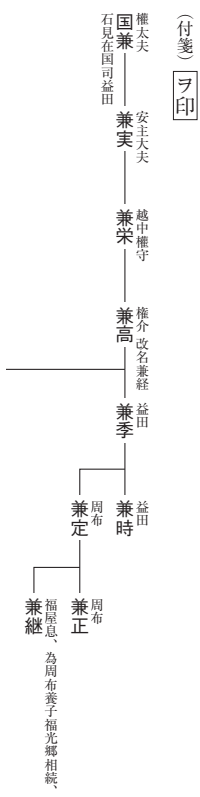
「御神本系図」と題され、龍雲寺三隅氏系図と同様、いわゆる御神本一族全体を記載する。譜録系図と比較すると、兼時子の兼長や、その妻阿忍、あるいは兼弘子兼世の討死が記載され、兼見には「此代ニ益田之

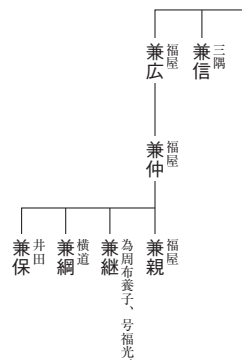
家ヲ持也」と記されるなど、近世益田氏の公式な系譜認識とは異なる内容がみられる。箱の貼紙によれば、この系図は近世の益田家当主益田就恒（一六九三年没）の「印封」とされていたが、その理由も、こうした中世における家督の移動を明記した内容上の問題による可能性がある。なお、兼見の子である兼弘の流れは、府中地頭土佐守家・乙吉地頭刑部少輔家とも称することができ、この系図では、惣領家以外はこの両家について兼弘以降三代記載している点が特徴的である。系図成立において、この系統に伝来した資料が参照された可能性もある。また嫡出か否かの記載が兼堯代以降あること、女子の婚姻関係が詳しく記されていることも特徴といえる。なお、この系図料紙の裏面には、同じ「御神本系図」と題する系図が記されているが、現在厚い紙が裏打状態で貼られているため、解説が困難である。

国7-2 (巻子装箋) (貼紙) 「御神本系図」 「五通一巻、其外切々共ニ継込有之、」

この巻子装箋には五通一巻とあるが、あわせて十七点の系図が収められている。編纂された系図以外に、地頭職相伝系図のような、具書案として訴訟の証拠書類に用いられたものの写と推測できるものもあり、内容は多様である。

国7-2-1 (付箋ヲ印、一紙)



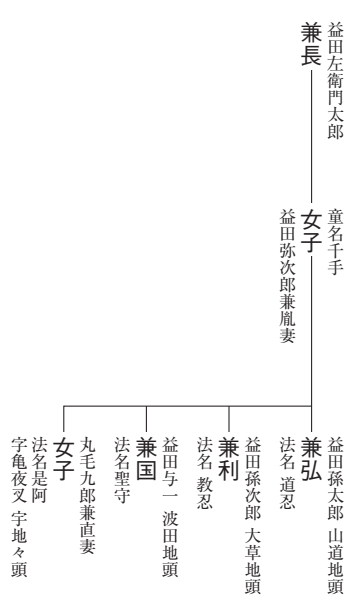


表題はなく、いわゆる御神本一族のうち、益田・周布・三隅・福屋の分岐と、福屋氏については、福屋氏からの福光・横道・井田氏等の分岐までを記す略系図である。

国7-2-2 (付箋なし、一紙)

(端裏書「系図」)

石見国益田庄地頭系図



「石見国益田庄地頭系図」という表題を持つ。益田兼胤が益田荘地頭ではなく、兼胤妻である兼長女子が、兼長より益田荘地頭を継承し、それを子息兼弘に継承させたことを示す点で特徴的である。これは中世に

遡る情報の可能性がある。またこの系図では、兼胤子息を四名記載し、女子には「法名是阿、字亀夜叉、宇地地頭」と詳しい説明がある。この是阿は『大日本古文書益田家文書之一』一号(一)⁽¹⁾で、宇地村地頭として益田氏物領と考えられる兼世より文書紛失証状を得ている人物である。この点から、この系図は文書と符合する内容を持つといえる。

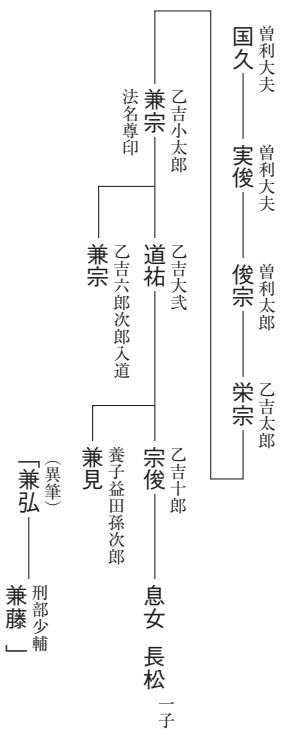
国7-2-3 (付箋千印 一紙)

系図本文省略。「系図」と題するが、いわゆる御神本系図で、益田・周布・三隅・福屋などの諸氏を記す。抹消などもあり、草案の性格が強い。兼栄から始まる点は特異だが、御神本一族を、益田氏でいえば兼理まで記載する。兼弘の子として兼方のみならず兼世も記すなど譜録系図とは異なる点が多い。

国7-2-4 (付箋なし、一紙)

(端裏書「乙吉土田相伝之けいつ」)

石見国益田庄内乙吉土田村相伝系図



「石見国益田庄内乙吉土田村相伝系図」という表題を持ち、他に類した系図はない。特に乙吉氏の養子として益田兼見が記載されている点が

注目できる。乙吉氏と益田氏の関係については二の2で検討する。

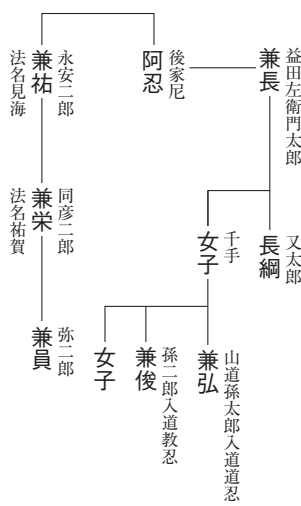
国7-2-5 (付箋なし、一紙)

可早以尼阿忍領地、亡夫左衛門太郎兼長遺領石見国伊甘郷・弥富名并北山道内田参町柴段及小石見郷田参町陸段事
右、任配分状、可令領掌之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永十年四月十七日

相模守平朝臣御判

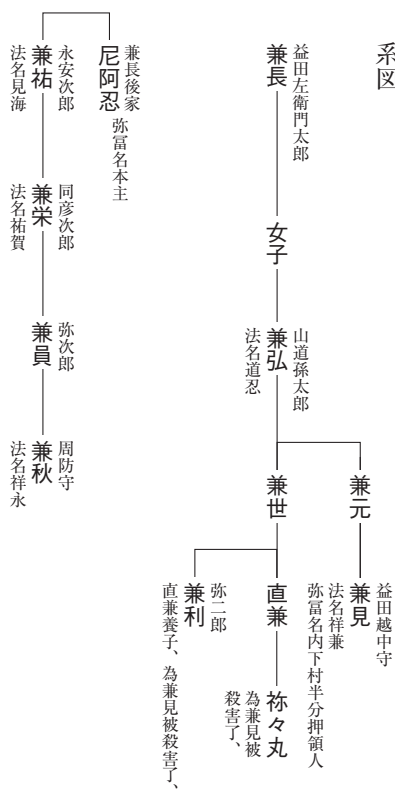
左京権大夫平朝臣御判



表題はなく、関東下知状と系図の写からなる。これは益田氏の系譜を検討する際一つの問題となる、兼長遺領からの阿忍への配分所領を示す重要な文書写である。中世後期から近世の益田氏内部で系図を編纂する際、この文書写も検討素材となっていたことが、阿忍を記す系図が複数存在することから推測できる。なお益田氏の系譜については二の1で検討する。

国7-2-6 (付箋なし、一紙)

系図



国7-2-5と関連し、やはり訴訟の具書案としての系図の写しと考えられる。兼見の箇所に記された「弥富名内下村半分押領人」といった文言、兼世の子息たちに付された「為兼見被殺害了」という注記は、相論の内容を示唆している。阿忍が三隅氏の出身で、永安兼祐とは兄弟姉妹の関係であることを明示し、阿忍に付された「弥富名本主」という文言などから、相論対象地が弥富名下村半分で、永安氏が訴人であることを推測できる。二の1にて国7-2-5とともに検討する。

国7-2-7 (付箋夕印、一紙)

系図



国7-2-10 (付箋又印 三紙)

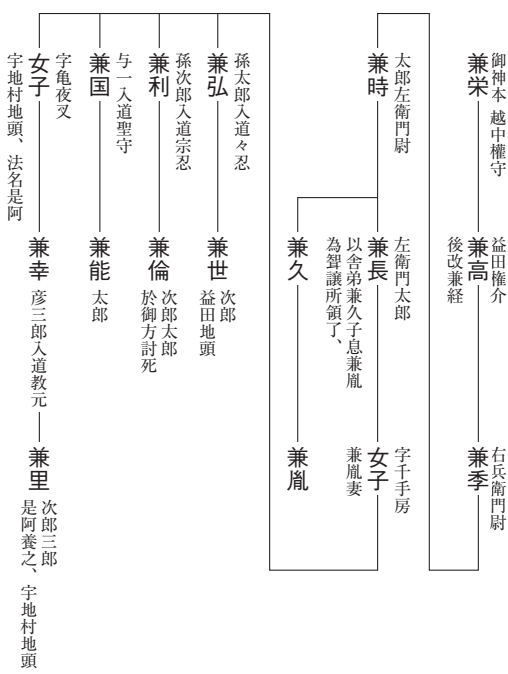
系図本文省略。表題はないが、御神本一族全体を記載する系図である。特徴的なのは、兼長の弟兼久の子として、弥次郎兼胤以外に五郎兼頼、六郎兼宗、七郎兼村の四人を記載する点で、国7-8のような中世末期の系図になるとこの記載がみられる。また、兼胤子息兼弘の子である兼世・兼利の代までで益田惣領家の記載が終り、兼見の系統を書かないのも特徴的である。

国7-2-11 (付箋ル印、一紙)

(付箋)「ル印」

(端裏書)「系図」

石見国宇地村地頭系図

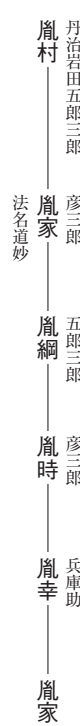


「石見国宇地村地頭系図」という表題を持ち、文書と符合する記載の

多い点で中世の情報を持つ注目すべき系図である。国7-2-2でも指摘したように、是阿は益田家文書にでてくるが、その孫兼里については原屋邦司氏所蔵文書と符合する記載がある。後にも触れる。

国7-2-12 (付箋なし、一紙)

(端裏書)「岩田」



端裏書に「岩田」とある。益田兼家(法名周兼)は応永十七年(一四一〇)、長野荘得屋郷地頭職(四分一除)を岩田胤家との契約によって入手している(『文書』八四号)。得屋郷四分一領家職をめぐっては、岩田兵庫助(この系図によれば胤幸か)が益田氏と対立していることがわかる(『文書』三九号)。

国7-2-13 (付箋なし 一紙)

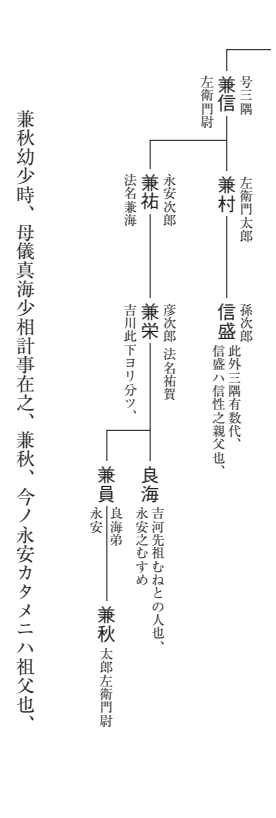
系図本文省略。端裏書に「大内殿御家之系図」とあり、弘世一義弘・満弘一満世の系譜を記載し、満弘女子の一人は益田兼理息女を母とするといった注記がある。

国7-2-14 (付箋ヨ印、一紙)

(付箋)「ヨ印」

(端裏書)「相脚力」

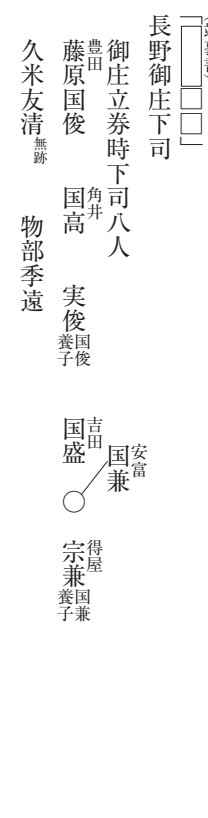




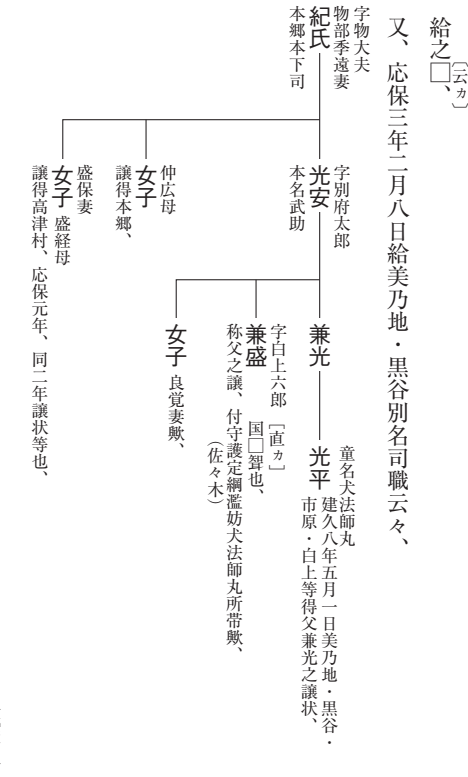
兼秋幼少時、母儀真海少相計事在之、兼秋、今ノ永安カタメニハ祖父也、
 (裏書)
 「永安彦次郎兼栄女子尼良海字孫代道正与舎弟弥次郎兼員代明仁相論、
 石見国永安別符并益田庄内小弥富・寸津・美磨博・庄久保等地頭職事、
 是者、吉河沙汰之時支証ニ、益田庄之内寸津ト云事、為後日写之也、
 享徳三卯十写置也、
 端裏書はおそらく永安分相論系図の意味で記されているのであろう。

裏書には享徳三年(一四五四)卯月十日に写し置いた旨が記載され、吉川家文書に史料が多く残る永安別符・益田荘小弥富等をめぐる尼良海(吉川経茂後家)と弟永安兼員との相論について記す。

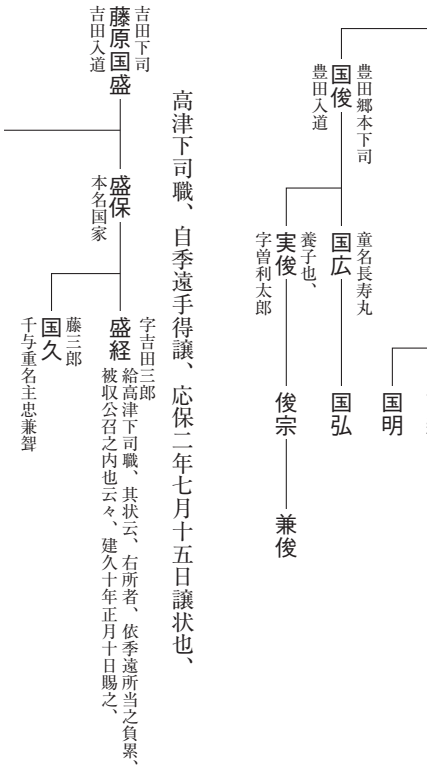
国7-2-15 (付箋力印(藤原兼栄から始まる系図上部に貼付)、五紙)



光安事良覚状云、依母不孝渡住周防国、数年経廻之後、企参洛祇候領家、依奉公旁宛給市原・白上村云々、
 又長寛三年四月三日御下文云、任先下知武助屋敷自作田畠・美乃地・黒谷

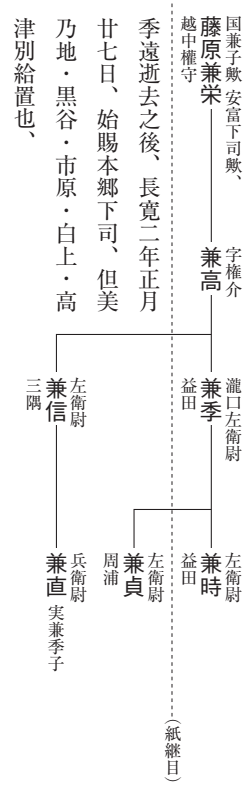


国直寿永元年九(月)四日給豊田郷下司職歟、角井国俊依約束云々、
 父国高之時
 (紙継目)



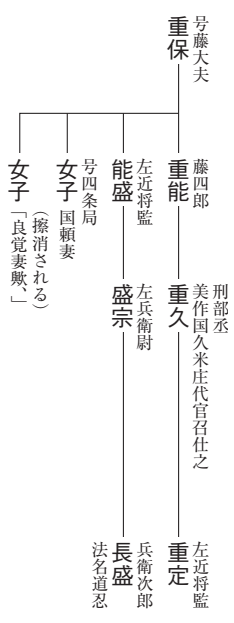
新三郎 弥三郎
 国能 兼秀
 千代富名主

(付箋) 力印



高津村下司職者、光安引進領家之間、以重保被補之、重保者、非此下司等之一類、年来領家之僕従也、仍注之、但重保者、田畠所当収納使許也、

(紙継目)



長野庄惣公文次第

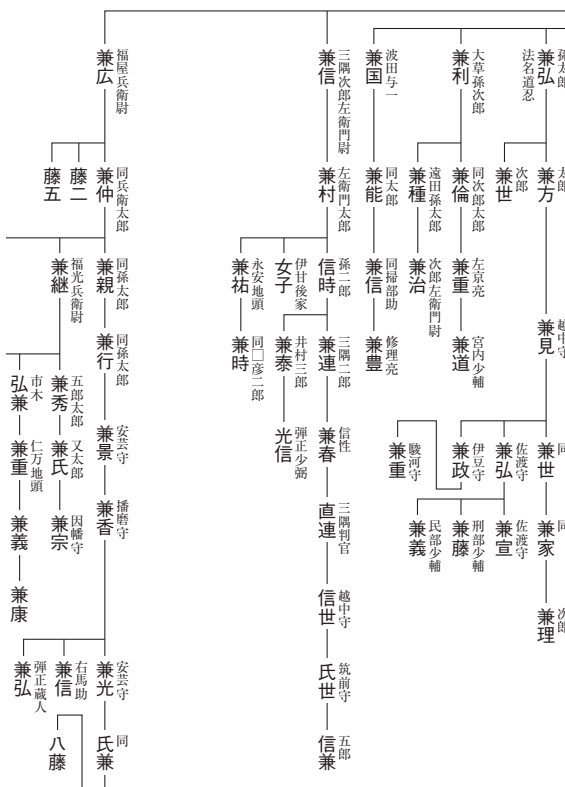
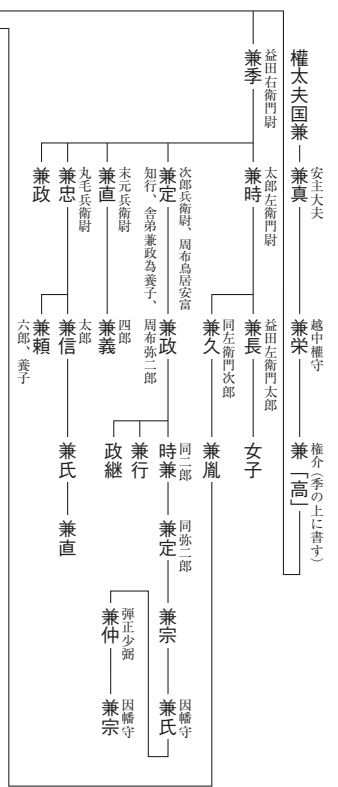
慈明法師 慈明禪
 相兼法師 号安大夫 兼保
 相兼舍弟 景海法師

長野庄の立券時における各郷下司を記載し、鎌倉時代初期に至る三・四代の系図を記す。最後に長野庄惣公文の名を列記する。字体等から中に遡る史料の可能性があり、初期の長野庄を解明するうえで、注目す

べき史料といえる。二の3で検討する。

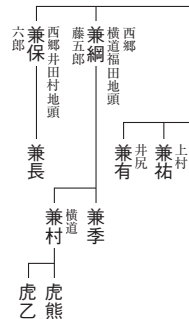
国7-2-16 (付箋下印、四紙)

(付箋) 下印



(19) 益田氏系図再考 (久留島)

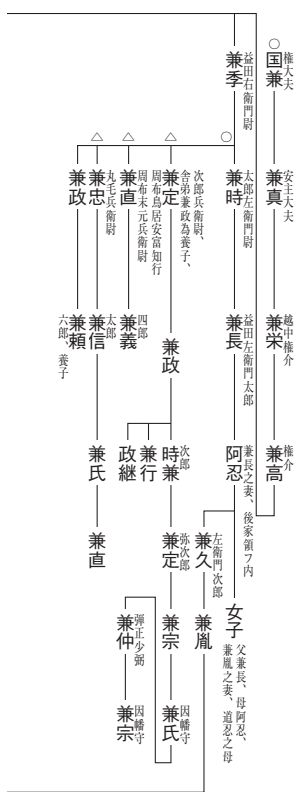
表題はないが、御神本一族全体を記す系図である。このうち益田氏の系譜として特徴的な記載は、兼季の子として益田兼時・周布兼定以外に末元兼直・丸毛兼忠・兼政のあわせて五子をあげ、兼政を兼定養子とする点である。さらに国7-1で詳しく記される益田兼見子息兼弘の流れについても子の代まで記している。他の一族では福屋氏の系譜について、国7-2-1で記載されている福光・横道・井田の一族、および福光氏の子孫について、さらに詳しい記載がある。



国7-2-17 (付箋ハ印、三紙)

御神本系図

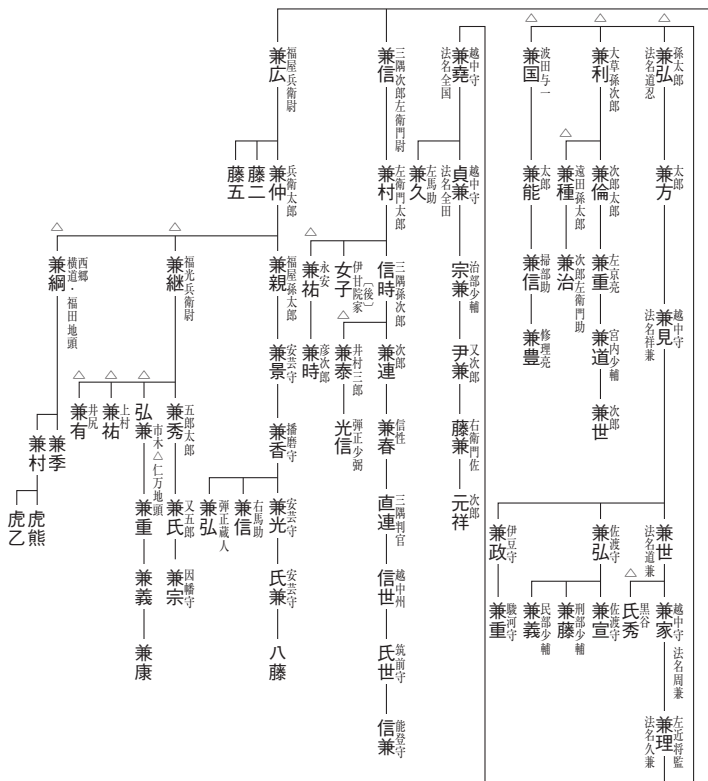
国兼已上在近衛殿系図、



石城美濃郡長野庄高津郷地頭藤原朝臣久幸癸巳歳四十五為末代到子々孫々彼系図誌置者也、
于時永正十四年丁丑冬極月吉日書之畢□

藤原氏益田御家系図

永正十四年（一一五七）の奥書によれば、高津郷地頭藤原久幸が記し置いた系図である。最初に「御神本系図」とし、「近衛殿系図」と結び付けている。また、国兼と益田兼時に○印を付し、さらに一族から分岐



した周布・末元・丸毛・大草・波田・黒谷・遠田・永安・井村・福光・西郷横道福田・市木・仁万・上村・井尻の各氏初代に△印を付している点も注目できる。ここには中世後期の系図における「家」の意識をみることができよう。なお理由は不明だが、兼胤子の孫太郎兼弘にも△印を付しており、その子息は兼方のみで兼世の記載はない。

国7-3 一卷

端裏書に「略系式通」とあり、同筆の異なるタイプの系図が二通収められている。近世益田家における系図編纂過程で作成された二種の系図案と考えられる。

国7-3-1 (付箋イ印 一紙)

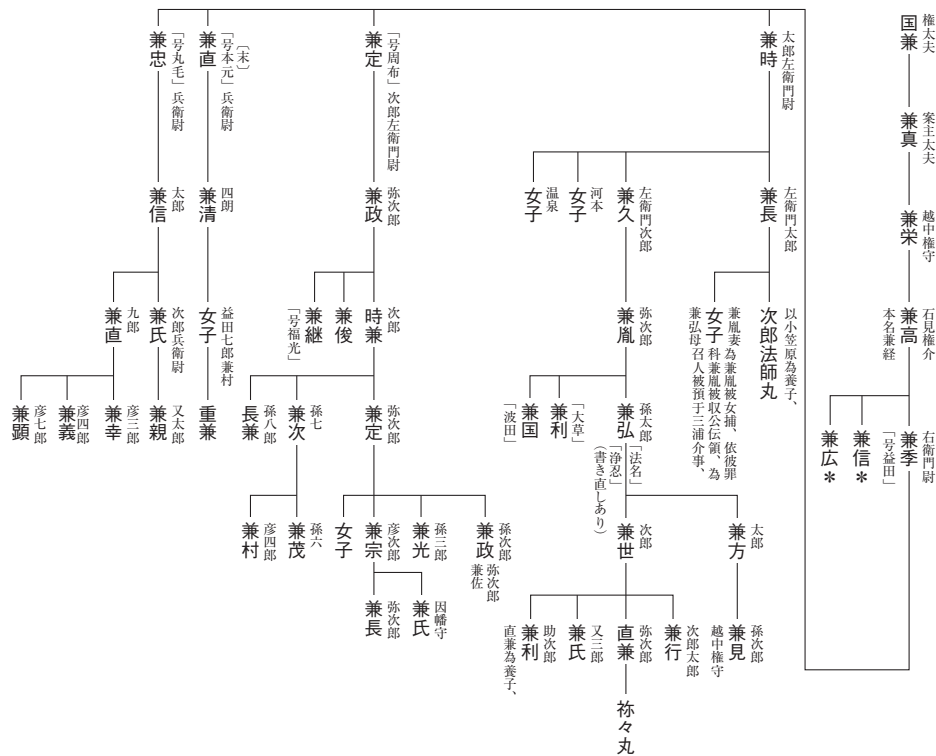
系図本文省略。略系図であり、兼長・阿忍等を記載せず、兼時、兼久から兼胤、兼弘、兼方、兼見へと単線的に継承する形をとる。これは基本的に譜録系図で採用された系図の形である。

国7-3-2 (付箋ロ印 一紙)

系図本文省略。兼長・阿忍・兼長女子を兼時の子の位置に記し、兼久を兼長の子とする特異な記載をもつ。また兼長は早世と注記し、兼長女子には、「父兼長、母阿忍、兼胤之妻、兼弘之母、為兼胤被女捕、依彼罪科、兼胤被収公伝領、為召人被預于三浦介畢、」という、龍雲寺三隅氏系図や国7-4と同じ注記を記す。

国7-4 (付箋リ印、一枚)

(付箋) **リ印** *印以下は省略。系譜線および「」は朱筆。



従来紹介されてきた龍雲寺所蔵三隅氏系図と同じ一枚物の御神本系図である。益田兼長や阿忍、さらには益田兼弘子兼世やその子息たちを記載しており、近世の譜録系図とは明確に異なる系統の系図といえる。

ところで龍雲寺所蔵系図には、(A) 国7-4と同じ記載を持つ系図、(B) 近世の成立と考えられる(A)に付加情報を加えた系図、(C) 十七世紀末までの記載がある卷子の益田氏系図、の三点が存在する。このうち龍雲寺本(A)は、名前や系譜線の配置はほぼ益田家本国7-4と同じだが、朱筆でふり仮名が記載されている箇所がある。また狭い部分に無理に人名等を書き入れた部分があり、整然と書かれている益田家本に比べると、文字の大きさがまちまちで雑然としている。さらに、翻刻では省略した部分だが、永安兼時の注記として、両者とも「栄」とあるのは同じだが、(A)では、さらにそこに「永安系図有」と書き加えられている。以上のことから、龍雲寺本(A)は国7-4の写である可能性が高いと考えられる。さらにこの(A)を写して、たとえば益田兼高の箇所「石見国押領職給之」という付加情報を書き加えたものが(B)であり、これまで翻刻紹介されているのは情報の多い(B)である。この(B)の「兼実」の箇所に「作真、益田系図ニハ有実ト」という注記があることから推測すれば、(B)は益田氏所蔵諸系図と校合されていることは確かであろう。なお、国7-4全体を翻刻するべきであるが、紙幅の関係から兼季以下の系譜のみとし、*印を付した三隅・福屋氏部分の系図は省略した。

国7-5 (付箋ホ印 一巻四紙)

系図本文省略。端裏に「略系」と記し、「御神本系図」と題して、一族全体を記載する。特徴は国7-2-10と同じく兼久の子として、弥次郎兼胤以外に兼頼・兼宗・兼村の三人を記載する点で、国7-7、国7-

1-8の三点ともにこの記載をとる。

国7-6 (付箋なし、一巻七紙)

系図本文省略。卷子題簽は「大系図」、藤原公定子息政高なる人物を祖とする大田大家氏・刺賀氏等の系譜を記す。天文年間の兼公なる人物が下限。静間氏・磯武氏など石見国惣田数注文に出てくる地名を称した諸氏が婚姻関係のなかに出てくる。なお同系図では、国7-7と同じく、益田氏は公定子息公通を祖とするとされている。

国7-7 (付箋なし、一巻十一紙)

系図本文省略。「御神本系図」と題し、藤原鎌足を祖とし、公定-公通-国兼と位置付ける。国7-5や国7-8と重なる時期の記載内容はほぼ共通するが、近世の益田就恒まで記す。ただし元祥以降は、料紙・筆跡ともそれ以前の部分と異なる。

国7-8 (付箋二印 一巻四紙)

系図本文省略。卷子題簽と系図冒頭に「御神本系図」とある。この系図で特徴的なのは、紙継目裏花押として益田尹兼(永禄八年(一五六五)没)・藤兼(慶長元年(一五九六)没)父子の花押が据えられている点であり、この系図が戦国末期には存在していたことが確定できる。

二、益田氏の系譜関係と長野荘

以下では、紹介した二十五点の系図のうち、いくつかの注目すべき系図の内容をもとに、1では益田氏の系譜関係について若干の考察を加え、関連して2では乙吉氏と益田氏の間を考察する。また3では、特に長野荘立荘時の各郷下司の系譜を示す国7-2-15について検討する。

表2 [国7] 益田氏系図比較表

番号	名称	備考	首	尾	兼真表記	兼季子	兼師子	兼長子	阿忍有無	兼久子	兼胤(兼師)子	兼弘子	兼世子
関係史料 系図①	御崎系伝記	譜系系図、巨 空32	国兼	元道	兼真、兼裕 兼大夫	兼時・兼定(周布)	兼久・兼経(兼長)・ 兼子(小笠原長親妻)	記載なし	記載なし	兼躬	兼弘・兼利(大草)・兼胤(遠 田)・兼国(波田)	兼弘子 兼利	無し
関係史料 系図②	益田家系図		藤原 鎌足		兼真、兼裕 兼大夫	兼時・兼定(周布) 兼直(末元)・兼忠(丸茂) ・兼政	兼長・女子(小笠原 長親妻)・兼久	女子(兼師室)	兼長女子の注記と して母法名阿忍	兼躬・兼村・ 兼宗・兼頼	兼弘・兼和・兼利(大草)・兼 種(遠田)・兼国(波田)・女子 (字地村地頭)	兼弘子・兼代・ 兼利	無し
関係史料 系図③	龍雲寺御神本 三隅氏系図		国兼	兼見	兼実、安主 兼大夫	兼時・兼定(周布)・兼 直(末元)・兼忠(丸茂) ・兼政	兼長・兼久・女子(温泉) (河本)、女子(小笠原 長親妻)・兼久	次郎法勝丸(小笠原 兼子)・女子(兼胤妻)	三隅兼信女子とし て阿忍の注記	兼胤	兼胤(兼師)子 兼弘・兼和・兼利(大草)・兼 国(波田)	兼弘子 兼弘子	兼行・兼直・兼氏・ 兼利
国7—1	御神本系図 名称	備考 姉恒印封	国兼	貞兼	兼実、安主 兼大夫	兼時・兼定(周布)	兼長・女子(小笠原 長親妻)・兼久	女子(兼胤妻)	兼長頼に兼長後家 阿忍	兼久子		兼弘子 兼利	兼利
国7—2 —1	(御神本一族 略系図)		国兼	兼時	兼時・兼定(周布)	—	—	—	—	—	—	—	—
国7—2 —2	石見国益田庄 地頭系図		兼長	兼弘	—	—	女子(干手)(兼胤妻)	無し	無し	兼久の記載な し	兼胤兼子手の子として兼弘・兼 利(大草)・兼国(波田)・女子 (字地地頭)	—	—
国7—2 —3	系図		兼栄	兼理	—	兼長・兼久	女子(兼胤妻)	兼長頼に兼長後家 阿忍	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	無し	
国7—2 —5	(下知状案・ 系図案)		兼長	兼弘	—	—	長綱・女子[干手]	兼久の記載な し	兼久の記載な し	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	無し	
国7—2 —6	系図	益田系図と永 安系図	兼長	兼見	—	—	女子	永安系図に兼長後 家阿忍、弥富名本 主	兼久の記載な し	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	直兼・兼利	
国7—2 —10	(御神本系図)		国兼	兼世	兼時・兼定(周布)・兼 直(末元)	兼長・兼久	女子(兼胤妻)	兼時子の位置に兼 長後家阿忍	兼胤・兼頼・ 兼村	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼世・兼利	無し	
国7—2 —11	石見国宇地村 地頭系図		兼栄	兼世	兼時	兼長・兼久	女子(干手)(兼胤妻)	無し	兼胤	兼胤兼子手の子として兼弘・兼 利・兼国・女子(字地村地頭)	兼世	無し	
国7—2 —16	御神本系図		国兼	兼理	兼時・兼定(周布)・兼 直(末元)・兼忠(丸茂)・ 兼政	兼長・兼久	女子	三隅兼信女子とし て伊廿後家の注記	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	無し	
国7—2 —17	御神本系図	高津郷地頭久 幸誌載、永正 十四年	国兼	元祥	兼時・兼定(周布)・兼 直(末元)・兼忠(丸茂)・ 兼政	兼長	女子	兼長子の位置で阿 忍として兼長之妻 後家阿忍の注記	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子	兼世の記載なし	
国7—3 —1	(益田氏系図)		国兼	元亮	兼時・兼定(周布)	兼久	兼長の記載なし	兼長兄弟の位置で阿 忍として兼長之 妻後家阿忍の注記	兼胤	兼弘	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	無し	
国7—3 —2	(益田氏系図)		国兼	元亮	兼時・兼定(周布)	兼久	兼長の記載なし	兼長兄弟の位置で阿 忍として兼長之 妻後家阿忍の注記	兼胤	兼弘	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	無し	
国7—4	折紙		国兼	兼見	兼時・兼定(周布)・兼 直(末元)・兼忠(丸茂)	兼長・兼久・女子(温泉) (河本)、女子(小笠原 長親妻)・兼久	次郎法勝丸(小笠原 兼子)・女子(兼胤妻)	三隅兼信女子とし て阿忍の記載	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	兼行・兼直・兼氏・ 兼利	
国7—5	略系		国兼	藤原 兼足	兼時・兼定(周布)	兼長・兼久	女子(兼胤妻)	兼長注記に阿忍ハ 後家也	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	兼利	
国7—7	御神本系図		藤原 兼足	兼見	兼時・兼定(周布)	兼長・兼久	女子(兼胤妻)	兼長注記に阿忍ハ 後家也	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	兼利	
国7—8	御神本系図	兼目兼花押 (益田尹兼・ 同藤兼)	国兼	藤原 兼足	兼時・兼定(周布)	兼長・兼久	女子(兼胤妻)	兼長注記に阿忍ハ 後家也	兼胤	兼弘・兼利(大草)・兼国(波田)	兼弘子・兼世 兼元	兼利	

注:「尾」とした項目は、益田氏兼領家のうち最後の正職人名を示す。

1. 益田氏の系譜関係再考

一、では、翻刻を省略した益田氏系図も存在するので、益田氏系図相互の記載内容を比較するため、表2「国7」益田氏系図比較表を作成した。この表の最初の三点は、国7に含まれる系図ではなく、『関係史料』に収録された①毛利家文庫譜録所収系図の益田家控（整理番号N5―3―1）、②益田家所蔵系図（同F92）、③龍雲寺所蔵三隅氏系図⁽¹²⁾の三系図である。これらは記載内容比較のために加えた。諸系図はいくつかの点で内容に差異があるが、特に兼長から兼見に至る記載には大きな違いがあり、この時代が益田氏の系譜を考えるうえで焦点であることは間違いない。

西田友広は、益田兼長が所領未処分のまま早世したため、一族間相論が起き、提訴後の鎌倉幕府による一族への所領配分の結果、兼長後家阿忍は石見国府に近い伊甘郷等を得、兼長弟の兼久は、恐らく益田本郷と惣領の地位を得たのではないかと指摘している⁽¹³⁾。

正和二年（一三二三）の尼阿忍讓状（『文書』五〇四号）には、石見国伊甘郷地頭職は、益田兼長遺領で、阿忍がその後家として文永十年の御下文によって「御配分」に預かったと記されている。これまでこの下文・下知状に相当する文書は発見されていないが、国7―2―5の関東下知状の写は、阿忍が文永十年（一二七三）の「御配分」の際に幕府から得た下知状の写と推測できる。これによって、尼阿忍が兼長の遺領のうち、伊甘郷、弥富名、北山道内田地、小石見郷内田地を配分されたことが明確になったといえよう。

ところで国7―2―5の後半部分の系図は、近世の編纂系図とは性格の異なる、中世の相論において具書案、証拠書類としてつけられた系図の写である可能性があり、そこには相論関係者が示されていると考えられる。相論関係の系図は、使用に際して十分注意しなければならないが、

少なくとも当時の相論における一方の認識を表すことは確かである。この系図では、兼長子として、他の系図で小笠原氏の養子となったという記載のある長綱と、童名千手という女子がいる。さらに千手の子として、山道孫太郎兼弘（入道道忍）、孫二郎兼俊（入道教忍）、そして女子が記載されている。これは国7―2―2系図などともほぼ一致する記載であり、系譜関係だけでなく所領譲与においても、兼長―千手―その子たちという相続関係の認識があったと推測できる。

龍雲寺三隅氏系図などでは、兼長の未処分遺領を得て弟兼久が惣領を継ぎ、兼胤さらに兼弘に相続されたとなっている。また、益田氏と並ぶ有力な御神本一族である周布氏の系図（萩博物館保管周布文書）は、近世の成立だと推測されるが、その記事には、兼久は周布氏祖兼定の妻の連れ子である幸寿と結婚して、一旦養子として周布氏に入ったが、兼長の早世によって、この兼久が益田氏惣領を継いだという記載がある。このように兼長から兼久に惣領家が移ったと記載する史料は存在するが、原本は中世のものと推測できるこの国7―2―5では、兼久という人物は全く記載がない。この系図は限られた相論対象地の伝来を示すものにはすぎないという理解もありうるが、この系図を見る限り、本当に兼久は益田本郷を得て益田氏惣領になったのか疑問が生じる。

さて国7―2―6も同じ相論に関係する系図と推測でき、字体等から中世のものである可能性もある。この系図には国7―2―5と同じく兼長弟兼久の記載はなく、兼長から女子、さらにその孫兼世や兼世子息の記載がある。龍雲寺三隅氏系図や益田荘地頭系図と題する国7―2―2系図もあわせて考えれば、この女子千手は確かに益田弥次郎兼胤の妻ではあるが、兼長の遺領のうち益田本郷等主要部分を受け継いだのは千手であり、その子に兼弘、兼利（俊）や女子（法名是阿）などがいて、益田氏惣領の地位は兼弘、さらには兼世へと継承されたと推測できるので

はないだろうか。⁽¹⁴⁾

それではこの相論の相手とは誰だろうか。阿忍は三隅氏の出身だが、三隅氏から別れ永安別府を領していた永安氏の兼祐―兼栄―兼員―兼秋という系譜が、益田氏系図と並んで書かれていることから、相論の訴人は永安氏であると推定できる。また相論対象所領は、この系図に「弥富名」という記載のあることから、文永十年に尼阿忍に配分され、その後永安氏内部でも争われるようになる弥富名と考えられる。⁽¹⁵⁾つまり国7―2―6系図は永安氏の主張を示し、鎌倉時代の相論文書を多数残す永安氏関係史料ということになる。その意味では扱いに十分な注意が必要だが、ここで益田兼久や兼胤の存在を永安氏が意図的に抹消する理由は見当たらない。よく知られるように、鎌倉時代では女性も地頭職を持ち、軍役は代人をたてる例が多く出てくるから、兼長所領が女子に相続された可能性は一概には否定できない。むしろ兼久―兼胤と男系で惣領が継承されたとする解釈のほうが、後世の見方ともいえる。

系図国7―2―6では、兼長女子から、文書で存在が確認できる兼弘兼世へとという流れとなっており、さらに兼世には直兼・兼利という子息がいたとされる。一方、兼弘のもう一人の息子に兼元がいて、この息子として兼見が記されている。これは龍雲寺三隅氏系図や国7―4系図などと同じく、惣領家が一つの流れて継承されていたのではなく、惣領の変更があったことを示しているといえよう。さらにこの系図では、兼見に対して「弥富名内下村半分押領人」と記し、兼世の子息と養子の箇所、彼らが兼見のために殺されたと書かれている点が注目できる。押領・殺害といった文言は、まさしく相論を反映したものであることを示唆している。

では、この系図が提出された可能性のある相論について、益田家文書中に他の関係史料が存在するのだろうか。そもそもこうした系図が益田

家文書の中に残っていること自体が稀有なことといえる。兼見の正統性を主張する系図が存在する一方で、系図断片の中にこうした系図を伝来してきたところに、史料を廃棄しない益田家文書の特徴があるともいえる。この系図が中世末から近世にわたる益田家内での系図編纂に利用されたことは確かで、『関係史料』所収系図②(表2の②)という近世の編纂と考えられる系図の兼見の項には、よく見ると「弥富名半分押領人」といった文言が記載されているのだ。

さて益田家文書には、応安四年(二三七二)六月二十四日付の祥兼(益田兼見)請文(『文書』二八号)が存在し、永安周防入道祥永、すなわち国7―2―6系図にみえる永安兼秋により訴訟が起こされたことがわかる。この文書で、兼見は大内氏奉行人に対し、永安氏側が提出した「弥富名下村半分押妨」に関する訴状添付の証拠文書、すなわち一通の系図案と手継状案を自らに下すようお願いしている。この内容は、国7―2―6系図の「弥富名内下村半分押領人」という記載と符合し、系図案が国7―2―6系図の原本に相当する可能性もある。反論として益田祥兼側は、弥富名は阿忍が正和五年(一一三六)二月二十一日に三人の孫に分与し、それぞれ讓状を所持して長年知行してきたと主張、永安祥永の提訴を非難している。しかし、現存する正和五年二月二十一日の阿忍讓状(『文書』五〇五号)には、祥兼の主張と一致する文言はみえない。⁽¹⁶⁾

福田榮次郎は、兼見がそれまでの惣領家に替わって新たに惣領になったのではないかと指摘しているが、永安氏の訴えはこの指摘と符合する。あくまで永安氏側の主張ではあるが、少なくとも応安年間の永安氏側に、祥兼は本来の惣領家から不当に家督を奪ったという認識があったことは確かであろう。また、そうした主張がなされるだけの疑わしい状況があったことも認められよう。つまりこの訴訟は、本来益田氏惣領の地位は、兼見ではなく、兼世子息が継承するのが正当だとする主張を含むもので

あり、益田祥兼側にとつては重大な脅威であったといえよう。

この益田氏側の対抗策が、益田氏代々証文案并紛失状（『文書』一〇号）を提出しての、幕府安堵の獲得ではなかったかと推測できる。祥兼が用意したこの一連の証文案では、最初に兼世の紛失状を載せた後に、永安氏からの訴訟に先立つ応安元年の祥兼自らの紛失状を載せ、この後に十二世紀末から十三世紀初頭の文書の写しが続く形になっている。しかしこの構成には疑問の余地がある。¹⁸永安祥永の益田氏に対する訴訟は応安四年に提起されたが、それ以前から永安氏側との紛争が生じていたとの推測が可能なら、応安元年の文書紛失状の作成も、直接的には永安氏の訴訟が契機である可能性が指摘できる。永安祥永の主張は、単なる弥富名の帰属だけでなく、祥兼兼見の益田氏惣領としての正統性自体を問題にするような性質のものであった可能性があり、実際、国7-2-6系図からはそうした内容を推測できる。祥兼としては文書復元にまで踏み込んで、まずは大内氏の了解をとりつけ、さらに幕府からも承認を得ようとしたのではないか。そして最終的には永徳三年足利義満の安堵を得、¹⁹惣領の地位は安定した。祥兼の目論見は成功したのである。

以上、推測を重ねた部分もあるが、益田氏惣領が、譜録系図のような単線的な形で継承されたのではないことだけは、やはり明らかといえよう。

2. 乙吉相伝系図と益田氏

国7-2-4「石見国益田庄内乙吉土田村相伝系図」には益田兼見が養子として出てくる。以下、乙吉氏と益田氏の関係について今回紹介した系図を中心に検討しよう。

まずこの系図に記載のある「兼宗」は、益田家文書の建長七年（一二五五）三月十五日付北条時頼書状案（八二卷一一）に、「御家人乙吉小太郎兼宗」とでてくる。この文書は全体の形状から案文・写とも考えら

れ、なぜ益田家文書にあるのか検討を要する文書である。しかし益田家文書には、益田氏が後に獲得した所領の旧領主たちの文書が入っている例が複数みられることからすれば、これも同種の史料である可能性がある。なお「乙吉小太郎」は、正嘉二年（一二五八）三月十八日付関東御教書の充所（『関係史料』二二号）にも出てきており、时期的に一致することからすれば、系図の兼宗と推測できる。

乙吉氏の場合さらに注目できるのは、この系図記載の人物が益田家文書だけでなく、鎌倉期の文書が含まれる原屋那司氏所蔵文書にも複数出てくる点である。この文書は津毛八幡宮神主家に伝来した史料であるが、そのなかの中世末期から近世・近代につながる津毛郷八幡宮関係史料と、鎌倉末期から室町中期に至る乙吉・宇地の所領相続関係史料とは直接には関係せず、後者の伝来関係は不明であった。

その点で、原屋氏所蔵文書の中世末期の史料に「乙吉刑部」を充所とするものがあり、系図国7-1-1の記載によれば、兼見の孫にあたる兼弘の子孫が、「刑部」を称した益田家庶流として、乙吉を領したことが注目できる。つまり益田氏が益田を離れ須佐に移る時期に、益田刑部家の一部の文書が、何らかの事情で津毛郷八幡宮神主家に入ったと推測できる。さらに系図国7-1-1記載の刑部少輔を称した人物が、この国7-2-4系図にも出てくる。それは養子として兼見を記した横の「兼弘」・「兼藤」の記載で、兼見と系譜線が結ばれていないため、これだけでは意味が不明だが、系図国7-1-1に記載された益田氏庶家の人物である可能性が高い。では、益田氏と乙吉氏はいかなる関係にあったのだろうか。

この系図の記載から、兼見は乙吉氏の養子となった可能性があるが、益田荘惣領家は兼弘子兼世が継承し、その兼世には子息もいたという龍雲寺三隅氏系図などの記載からすれば、充分に考えられる事態である。延元元年（一三三六）七月二十六日付内兼茂軍忠状写（『関係史料』一

○二号)によれば、「大将益田二郎太郎兼行・同舎弟三郎・乙吉十郎以下輩」が益田城に立て籠ったとあり、国7-4や龍雲寺三隅氏系図に出てくる益田兼世の子息である兼行や三郎(兼氏か)とともに、乙吉十郎(系図国7-2-4に従えば宗俊)は益田側の主力であった。ここに記載された兼世子息らが戦鬪などで死去したとすると、兼見は同世代であり、十分にその後継たりうる。すなわち一度は乙吉氏の養子となった兼見が、益田氏惣領の地位についたということは十分に考えられる。

乙吉氏は国7-2-4系図によれば当初「曾利」を称した。後に検討する国7-2-15長野荘各郷下司系図では、国7-2-4系図の二代目実俊が豊田郷本下司藤原国俊の養子とある。国7-2-4で実俊の実父の名は国久だから、曾利氏は「国」を通字とする豊田郷・角井郷等の下司一族の庶流であったと推測できる。しかしいつからか益田荘乙吉郷を領するようになり、益田氏と同じく鎌倉御家人として、婚姻など深い関係を益田氏と結ぶようになったと考えられる。原屋氏所蔵文書によれば、宇地村地頭となった益田氏の娘是阿の孫と推測できる宇地村一分地頭の男と、乙吉氏の娘が婚姻関係をもつたらしく、その子供には、母方から乙吉の所領、父方から宇地村地頭職が継承されたと推測できる。⁽²¹⁾そして宇地村地頭職に関していえば、紛失状は益田氏惣領兼世が証状を出し(『文書』一号(一))、讓状については惣領兼理が安堵裏書を加えているように(『関係史料』三四三三号)、益田氏の所領という認識である。そこに乙吉氏の所領の一部も加わったわけだが、乙吉関係史料からは、乙吉氏の所領をめぐる一族内相論の可能性も推測できる。⁽²²⁾つまり益田氏は兼見が養子に入ること、乙吉氏との関係を一層強化し、宇地・乙吉の所領確保を狙ったのではないか。そして一族内紛争に悩まされる乙吉氏側も、それを受け入れたのではないかと推測できる。

3. 長野荘各郷下司職系図

国7-2-15は長野荘各郷下司職系図とも名付けることのできる史料だが、これまで知られていた中世前期以前の長野荘に関する史料は極めて限られていた。西田友広はそれらと益田家文書中のこれまで性格のよくわからなかった史料も用いて、長野荘は大治四年(一一二九)に石見守になった卜部兼仲によって待賢門院を本家、兼仲を領家とする荘園として成立したと考えられるという重要な指摘を行った。⁽²³⁾そこでまず、この系図のおおよその時間軸を推定してみよう。引かれている讓状等の文書の年代から推測すると、立荘時各郷下司の子の世代が一二世紀後半、孫の世代が一二世紀末となるので、立荘は一二世紀前半頃と推定できる。これは、西田の長野荘立荘推定期と大きな矛盾はない。

この史料では、最初に長野荘立券時の下司八人として、後の系図情報も加味すると次の八人の名を列挙している。①豊田郷本下司藤原(豊田)国俊、②国俊養子曾利実俊、③角井郷本下司藤原(吉賀)国高、④吉田郷下司(藤原)国盛、⑤安富郷下司(藤原)国兼、⑥得屋郷下司(藤原)宗兼、⑦久米友清、⑧物部季遠。このうち①⑤と⑧については、後の系図にも出てくるが、⑥は国兼養子とあるだけであり、⑦は何郷下司かも不明である。このように本史料には長野荘を構成する郷の名前が出てくる。貞応二年(一一二三)三月日の石見国惣田数注文案(『文書』八六一号)に依れば、長野荘は豊田・飯田・安富・得屋・角井・吉田・高津・美濃地黒谷・白上・市原の十郷からなり、田数は吉田郷が五十丁余、飯田郷が三十九丁余、徳(得)屋郷が二十丁余と続き、あとはそれ以下である。本系図にはこれら十郷のうち飯田郷を除く九郷が何らかの形で出てきており、飯田郷の代わりに「本郷」が出てくる。単純に考えれば、飯田郷が長野荘本郷ということになる。

次に各系図をみていくと、まず長野荘本郷本下司は⑧物部季遠の妻紀

氏女であり、その下司職は子息光安の「母不孝」により、系図で「仲広母」と注記される女子に譲与された。西田によれば長野荘領家卜部氏は「仲」を通字とするので、貞応二年五月二十五日付関東下知状〔文書四号〕で、益田兼季の長野荘内飯多郷地頭職に「非論」を行った掃部助仲広は領家卜部氏の一族である可能性があると指摘されている。⁽²⁴⁾この系図の「仲広」が貞応年間に出てくるこの「仲広」であるなら、本郷下司である女子は領家卜部氏関係者と婚姻関係を結んでいたことになる。また飯田(多)郷が本郷であるなら、さきの相論は、紀氏女からその女子へ継承された本郷下司職に由来する権利がその子仲広へと譲与される一方、後にも触れるように物部季遠死去後の益田氏への本郷下司職補任を称する兼季が、飯田郷地頭職としてその権利を主張し、仲広との間で争われたものと解することができる。

さて、紀氏女のもう一人の女子は吉田郷下司藤原盛保の妻となり、子盛経を生んだが、応保元年(一一六一)・翌年の物部季遠讓状によって高津郷下司職を夫盛保とともに所持したと推測できる。一方、「母不孝」により石見から周防国に移った物部光安は、その後上洛して卜部氏と考えられる領家に仕え、長野荘市原・白上を給されたほか、注記によれば美濃地・黒谷についても応保三年(一一六三)頃何らかの権利を得たようである。⁽²⁵⁾また光安は吉田郷下司子息藤原盛保とその妻(光安姉妹)が有していた高津郷下司職を、所当未進を理由にか、「領家に引進」、その権利を奪ったようである。その権限の根拠は不明だが、光安が領家の威を背景に長野荘全体に及ぶ何らかの権利を得ていた可能性もある。なお領家に返上された高津郷下司職は、「此下司等之一類」ではなく「年来領家之僕従」藤原重保に補任されたが、田島所当の収納使に過ぎなかったとあり、その重保の系譜も記されている。⁽²⁶⁾しかし高津郷下司職は建久十年(一一九九)になると、盛保子息である吉田三郎盛経に給され、こ

れによって再び下司季遠一類の手に返ったことになる。^{補注(2)}高津郷は、田数は少ないが物流の拠点であることから、特に重視されたものとみられる。

さて光安の所領だが、嫡子兼光に譲与され、建久八年(一一九七)五月一日兼光讓状によって、美濃地・黒谷・市原・白上郷等は、その子息光平童名大法師丸に譲られた。ところが他氏の婿となっていた兼光の兄弟である白上六郎兼盛が、父光安の譲りがあると称して、石見守護佐々木定綱に付して、甥大法師丸から権利を奪おうとしたようである。佐々木定綱の石見守護補任は建久四年(一一九三)十月で、元久二年(一二〇五)四月の卒去まで在任とされるので、その間のことになる。^{補注(3)}

他の下司をみてみよう。長野荘内で唯一、美濃郡ではなく吉賀郡にある豊田郷について、本下司は①藤原国俊だが、その兄弟か甥と考えられる③角井郷本下司藤原国高と、国俊との約束により、国高子息国直が、寿永元年(一一八二)豊田郷下司職を得たとの注記がある。また系図中、この国直の孫にあたる国久については、益田家文書中に、国久死去後、国連なる者の莊務を保証する奉書がある(八二巻九)。一方国俊の子息国広―国弘への継承については不明である。ただ前項2で触れたように、国俊の養子である②曾利実俊は、益田荘乙吉土田村地頭職の系譜を示す国7―2―4系図にも名前が見え、乙吉氏の祖となる人物である。また、④藤原国盛が本下司である吉田郷下司職は、国盛子息盛保から吉田三郎を称すその子盛経に相伝されたと推測できるが、この盛経は前にみたように物部季遠の子孫として高津郷下司職をも得たようだ。

⑥安富下司かとされる(藤原)国兼は、諸系図で益田氏祖とされる人物だが、八人の下司が列記された箇所では挿入符による補入であり、この系図では兼栄の注記として安富下司国兼の子かと曖昧な書き方がされている。兼栄から始まる系図は兼高―兼季―兼時と続き、周布兼貞(定)、三隅兼信も記されていて、表記が異なる点と兼季の「滝口左衛尉」とい

う他系図に見えない名乗りを除けば、他の御神本系図と共通する点が多い。しかし益田氏は何郷の下司なのか。注記に依れば季遠死去後の長寛二年（一一六四）正月、長野莊本郷の下司職を、美濃地・黒谷・市原・高津を除き入手したとある。⁽²⁷⁾ここでは物部季遠の荘全体にわたる権利が想定されているが、本郷下司職自体は紀氏女からその娘へと譲与されたという注記が一方であり、こうした矛盾から前に触れた相論が生じたと推測できる。益田家文書の建仁三年（一一〇三）十二月益田兼季言上状（『文書』一（一一））は、長野莊内では飯多・得屋・安富の三か郷が益田氏の相伝所領と主張しているが、いずれにしる益田氏は、長野莊安富郷に持つ何らかの権利を手掛かりに、中世前期から次第に長野莊内での所領拡大を図っていたことが、本史料からうかがえる。中世後期に展開する美濃地・黒谷の所領紛争も、その延長線上に理解できよう。

なお、本史料の最後に記される惣公文については、他に関係史料がなく、さらに検討が必要である。

以上のように、本史料は、院政期から鎌倉初期における、長野莊の下司職を所持するような現地有力領主層の、相互のあるいは領家や守護との関係を示している興味深い。もちろん本史料の成立に関してはさらなる検討が必要なることは言うまでもない。具体的な日付を持つ文書が引かれているので、何らかの根拠があると思われる一方、いくつか矛盾する記述や解釈の難しい記述もある。⁽²⁸⁾いずれにしる、今後関係史料の探索など一層の分析が必要な注目すべき史料といえよう。

おわりに

以上、益田氏所蔵国7系図の紹介と若干の考察を行った。国7系図は近世益田家内での系図編纂過程で利用された史料であることは、既に指摘したように間違いなく、本稿のような作業を近世の系図編纂者も行ったと推測できる。だが、その目的は益田氏の系譜を明らかにすることではなく、毛利家に提出する譜録系図で、家の正統性を示すことであった。表2からも読み取れるように、中世末までの益田家においては、兼時子息兼長や後家阿忍、兼長女子やその子兼弘の嫡子である兼世の存在は、家の歴史のなかで認識されていた。近世初期においても、兼見の代で「益田之家ヲ持」（国7-1）といった理解が存在したのである。しかし十八世紀前半の譜録系図提出を機に、惣領が代々嫡子に継承されていたとする単線的な系図が作成され、それが流布していった。益田家文書の整理も、そうした家の公式的な系譜認識に基づき遂行されたと考えられる。しかし近世益田家は、自らに不都合な史料もつけて破棄するようなことはしなかった。「古書簡」といったまとまりで、阿忍讓状も卷子装され、兼見を非難する系図案も系図箱中に残されたのである。そこには、益田氏領知以前の旧領主たちの文書をも自らの手に集めていた中世益田氏の、^{補注4}文書に対する執念ともいえる思いが脈々と流れているといっても過言ではない。今後、その残された史料を手掛かりに、さらなる検討を進めていく必要がある。

〔註〕

- (1) 福田榮次郎「石見国益田氏の研究」（『歴史学研究』三九〇号、一九七二年）。益田氏系図を、首部の内容や既存系図との関係で三種類に分類している。
- (2) 原慶三「益田氏系図の研究」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一三三号、二〇一三年三月）
- (3) 益田市教育委員会編『中世益田・益田氏関係史料集』（益田市発行、二〇一六年三月）。本稿では以下「関係史料」と略す。原は『関係史料』で五点の系図を選択収録し解説を加えている。
- (4) 西田友広「石見益田氏の系譜と地域社会」（高橋慎一郎編『列島の鎌倉

- 時代』高志書院、二〇一一年二月)、同「中世前期の石見国と益田氏」(鳥根県古代文化センター編『石見の中世領土の盛衰と東アジア海域世界』(鳥根県古代文化センター研究論集第18集)(鳥根県教育委員会発行、二〇一八年三月)
- (5) 詳細は『大規模武家文書群による中・近世史料学の統合的研究―萩藩家老益田家文書を素材に―』(科研報告書、代表者久留島典子、二〇〇八年三月) およびその所収史料目録と付録CD-ROM史料目録を参照。
- (6) 前掲註(2) 論考
- (7) 国7という整理番号は、『益田家歴史資料目録』(山口県教育委員会、一九七九年)作成のために行われた調査の際に付されたもので、今回取り上げた系図は同書五九頁に掲載されている。なお、系図とともに益田氏代々の法号書付も三通(国7―9)、同じ箱に収蔵されているが、これについては紹介を省略した。
- (8) ただし国7―10の「同(御神本系図) 式通一卷」の記載については、相当する二通で一卷となる御神本系図がないため、対応関係は不明である。
- (9) 箱内に封紙と思われる一紙があり、「二印」と記され、弘化三年八月という国7―10と同じ日付で、もはや印封に及ばない旨が記されているので、付箋二印すなわち国7―8が「印封」系図である可能性がある。
- (10) たとえば「大系図」との題簽を持つ益田氏以外の諸氏の系図(国7―6)は興味深い内容を持つが、機会をあらため検討することとし、割愛した。
- (11) 『大日本古文書 家わけ第二十二 益田家文書』については、以下本文の出典表記では『文書』と略し、文書番号を記す。
- (12) 『関係史料』の龍雲寺所蔵三隅氏系図(B)は鳥根県立図書館所蔵謄写本を底本としている。しかし『関係資料』翻刻と、(B)の原本の写真とを比べてみると、一部系譜線の位置が異なっている。そこで表2の内容については、原本写真と、原本を底本としている前掲註(4)西田二〇一一年論考に収載されている翻刻をもとにした。
- (13) 前掲註(4)西田二〇一一年論考。なお、未処分所領の幕府による配分の際、惣領には下文、それ以外の者には下知状が下される手続きであったことも紹介されている。
- (14) 国7―2―5や同6の系図は、相論対象地である弥富名の伝来のみを示したものと解釈もできるが、本郷地頭職を含む益田氏惣領の地位が、兼久―兼胤へと相続され、その子の兼弘らに相続されたのであれば、妻である兼長女子千手を相伝系図に記載する必要はなからう。やはり、本文のように文永十年の兼長遺領配分時に本郷地頭職など主要な所領は千手に譲られたと考えられる。
- (15) 永安一族内の相論史料は、『関係史料』に多数収載されている。
- (16) 応安四年(一三七二)五月二十一日付の大内氏奉行人連署奉書(『文書二七号』)は、祥兼請文に先立って大内氏奉行人から祥兼に送られたものだが、これも国7―2―6系図が示唆する相論内容と一致している。なお、相論対象地弥富名の領有関係だが、最初弥富名は永安兼祐から兼員姉良海に譲られ、その後男子兼員が誕生したため、吉川経茂と結婚した良海から悔い返されたという。しかしその譲状の正当性をめぐって長らく一族内で相論が続き、その関係史料が吉川家文書に多数残っている(『関係史料』参照)。
- (17) 前掲註(1) 論考
- (18) 祥兼の紛失状には、火事で先祖重代の文書が失われたので、その写を書き置くとあるが、直接関係しない兼世の紛失状を最初に付しているのは奇異であり、祥兼が兼世からの正当な継承者であることを印象づけるねらいがあったとも推測できる。
- (19) 永徳三年(一三八三)二月十五日付足利義満御判御教書(『文書』一〇号)。ここで益田氏は「公驗以下本文書紛失」にかかわらず、益田荘本郷以下の主要所領の相伝領掌を承認された。
- (20) 弘治三年(一五五七)の乙吉刑部充料足受取状(益田市教育委員会作成原屋氏所蔵文書目録135―4)、永禄四年(一五六二)の乙吉刑部充清兵衛状(同目録131―9)など。
- (21) 『関係史料』二五六・二七五・二八四号など。ただし、原屋氏所蔵文書による乙吉氏系譜復元については、さらなる検討が必要である。
- (22) 原屋氏所蔵文書の建武五年(一三三八)乙吉道祐讓状(『関係史料』一八八号)は、養子として譲与しようとした「六郎三郎」が姿を消したので、

六郎次郎入道道教を養子として譲与するという内容である。だが、この六郎三郎は、松垣文庫資料乙吉文書という原屋氏所蔵文書とは別系統の文書にある暦応二年(一二三三)乙吉道祐代宗弘軍忠状(『関係史料』二二〇号)の六郎三郎宗弘である可能性が高い。一方同文書には、貞和六年(一二五〇)に、長益なる者の女子が「石見国乙吉土田両村惣領職」の安堵を求め、足利直冬より認められた文書が存在する(『関係史料』一八九号)。長益が宗弘だとすると、一族内で相論が発生した可能性がある。

(23) 前掲註(4) 西田二〇一八年論考

(24) 前掲註(23)と同じ。

(25) 光安の「武助」という本名が近世的であること、また美濃地黒谷を給されたという注記には、よく解釈できない部分もあり、この史料はさらなる検討が必要である。

(26) この一族の女子の一人は「国頼妻」とあるが、宝治元年(一二四七)五月日某下文(『文書』六号)には、長野荘惣政所として虫追氏と推定される国頼入道が出てくる。

(27) 山口県文書館所蔵益田家系図写(『関係史料』所収系図④)の兼栄の項には、長寛二年正月二十七日石見国高津本郷下司に補された旨の記述がある。これから、益田家の近世系図編纂者は国7―2―15系図を見た可能性が推測できる。

(28) たとえば、本史料では、特に物部光安の記述が詳しいが、そこで「良覚状云」と引かれている良覚とは誰なのか、系図には「良覚妻」といった記載もあるが不明である。

補注(1) 益田實氏所蔵文書は『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二二集(二〇一八年二月)に中世分が写真付で資料紹介されており、同文書番号1号にあたる。なお、実盛子実基に黒谷が譲られ、その孫実秀は下黒谷郷を安堵された文書(同3・40号)も『文書』八五六号文書目録より、益田氏が波多野氏から得たことがわかる。補注(4)参照。

補注(2) 益田實氏所蔵文書13号延応二年四月二十六日北条重時書状は高津郷郷務をめぐる本所・領家と地頭の相論関係文書だが、本文中の「地頭

兵衛尉盛宗」が系図の重保孫「盛宗」であるなら、高津郷下司職をめぐる「下司等之一類」盛経方と「領家之僕従」重保方との争いは、後者の地頭職獲得という形で決着したことになる。ただし名前の「盛」字の共通性からは、婚姻養子関係による融合も考慮する必要があるかもしれない。

補注(3) 白上兼盛は、益田實氏所蔵文書9号の白上尼子息景盛と、「盛」字の共通性などから関係が推測でき、兼盛が白上尼の夫である可能性もある。

補注(4) 『文書』八五六号は長祿四年益田氏作成の「惣知行分安堵支証之目録」だが、そこには「讓状等 美濃地・黒谷本主益田え相統也」として、

①波多野源征讓状他三通、さらに波多野「源征以前之支証」として②「関東御下知之支証」四通、③源征先祖からの「手次等」讓状四通が記載されている。ここから旧領主波多野氏所持の美濃地・黒谷関係文書を、益田氏が獲得したことがわかる。ところで既に注(5)報告書所収の拙稿「毛利家文庫『譜録』所収の中世益田家文書」で指摘したように、益田家では庶子家に中世文書を譲り与えており、「譜録 益田隼人兼定」家文書の場合、益田元祥が四男就之に譲与した文書であることが明らかである。

益田實家も、補注(1)の紹介によれば、この四男就之を祖とする家ということなので、同家所蔵の中世文書の多くは、譜録益田隼人家文書と一具のもので、益田惣領家にもともと所蔵されていたといえる。この点を裏付けるかのように、『文書』八五六号の文書目録②記載の「永仁三年七月廿五日」文書は益田實氏所蔵文書3号に、「仁治三年十月廿三日」文書は同40号に相当すると考えられるのである。現在、譜録所収益田隼人家文書は益田實家には一通も存在しないようなので、既に譜録編纂時には就之への譲与文書は分割されていた可能性がある。ただ譜録所収と益田實家所蔵という二つの文書群を比較すると、前者では充所等に「益田」が明記される文書が大部分であるのに比し、後者益田實氏所蔵文書では65号文書以外はすべて明記されていない。この点から推すと、譜録編纂時の藩への提出文書選択において文書が二つに分けられ、何らかの事情で提出されなかった譜録未所収文書のみが今日まで伝来してきた可能性も考えられる。近世文書の状況なども含め後考を期したい。